

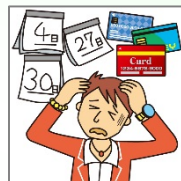
「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等のにめり込むと、様々な支障が発生します。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等のにめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。

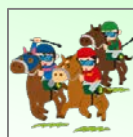
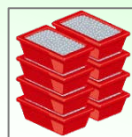


★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

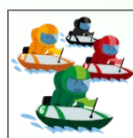
- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に限るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格によってなるものではありません。

★ビギナーズラックこそ要注意。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。



なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等を行うことは禁止されています。



注意すべきポイントは？

★負けを取り戻すことはできないと分かっているのにやめられない。。。

ギャンブル等依存症のサインでは？

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。



- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。

「愛好家」と「依存症が疑われる方」とはどのように違うの？

【LOSTの概要】

※ 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会ウェブサイトから引用。

* 過去1年間のギャンブル等の経験で、以下の4項目のうち2つ以上該当する場合、「ギャンブル等の愛好家」ではなく、「ギャンブル等依存症」の危険性があると言われています。

● Limitless

…ギャンブル等をするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない。

● Once Again

…ギャンブル等に勝ったときに、「次のギャンブル等に使おう」と考える。

● Secret

…ギャンブル等をしたことを誰かに隠す。

● Take Money Back

…ギャンブル等に負けたときに、「すぐに取り返したい」と思う。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等続けている方はいませんか。
少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

御家族の皆様も、的確な対応のために 必要な環境へとつながることが必要です。 「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により、
「回復」が十分に可能ですが、留意すべき点があります。

ギャンブル等依存症のサインとは？

★ ギャンブル等をしている方に、家族の行事を顧みない、
家庭内でのお金の管理について暴言を吐く、などの変化は
ありませんか？ギャンブル等依存症のサインかも。。。

注意すべきポイントは？

★ 家族会や自助グループにつながり、的確に対応するための
ノウハウを身に付けましょう。

★ 家族が状況に振り回されないようになるために極めて重要
です。

- 家族会や御家族向けの自助グループは、ギャンブル等依存症
の方への向き合い方、財産関係の問題への対応方法等、様々な
知見を蓄積しています。

★ 借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人
が問題に向き合い、回復に至る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で
取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化
していきます。
- ◆ 少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

【新生活スタート前の注意ポイント】

お金のトラブルを招かないための三つの「NO!」 知り合いからの勧誘でも要注意！

- ★ 知り合いの勧誘でも、**「必ずもうかる」、「簡単にもうかる」といった誘い文句をうのみにしてはいけません。** [うまい話にNO!]
- ★ 見ず知らずの相手はもちろん、知り合いにもキャッシュカードの暗証番号等の**個人情報**を伝えてはいけません。 [個人情報の流出にNO!]
- ★ 知り合いの頼みや勧誘のためでも、安易に**借金**をしたり、**連帯保証人**になったりしては**いけません。** [お金の負担・肩代わりにNO!]

エステや美容医療の事故やトラブルに要注意！ 今の美しさや健康を損なってからでは遅すぎます

- ★ **「今施術すれば安くなる」といった勧誘は要注意**です。
- ★ 思わぬ事故になることもあります。**リスクを事前に理解**しましょう。

スマートフォンの使用・買い替えは、生活スタイルを意識

- ★ スマートフォン購入時は、毎月の支払額だけでなく**総額を確認**しましょう。
- ★ 自分の**買い替え期間を意識**しましょう。

引越時期の分散と配達指定時間の在宅 クールでエコな新生活の合言葉

- ★ **3月末から4月上旬までは、引っ越しが特に混み合います。**
- ★ 一人暮らしを始めてからも、**荷物は一回の配達で受け取り**ましょう。

【新生活スタート後の注意ポイント】

規則正しい生活は健康な日常生活の基本です

- **ギャンブル等への「のめり込み」は、ささいなストレスや「ビギナーズラック」からでも生じる可能性があります。**
「自分だけは大丈夫。」とっていませんか。

- ★ 一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、**気合や根性では、ギャンブル等へののめり込みから**抜け出せません**。**
- ★ また、**法令で定められた年齢に達しない方がギャンブル等をする**ことは、**禁止**されています。

＊ 5月は「消費者月間」、そして、5月14日から20日までは「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です。関係府省庁等においては、連携して、ギャンブル等依存症に関連する問題についての知識の普及に取り組んでいます。 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

身近な方々の様子に変わりはありませんか？

- ★ 御高齢の方を中心に、**「商品を販売し、同時に預かり、他の人に貸し出し、運用して得られた利益を購入者に還元する」といったうたい文句で、「必ずもうかる」、「元本は保証する」といった勧誘を行う商法に関するトラブルが発生しています。**
- ★ **「病歴の告知があっても加入できます」といった不実の説明に伴う生命保険の契約関連のトラブルや、暗号資産の話題性を悪用した悪質勧誘に関するトラブルなど、金融に関する知識が不十分なことにつけ込んだトラブルも発生しています。**
- ★ そのほか、御高齢の方が、**フィットネスクラブ等での運動中に骨折等の事故に遭う**ケースも見られます。
- ★ 離れて暮らしていても、ときには、御実家の親類の方々など、身近な方々の様子も確認しましょう。

おかしいと思ったら。。。
心配なことがある場合は。。。。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**（局番なしの3桁番号）等の関係機関に御相談ください。

＊ このほかにも、消費者庁では様々な情報を提供しています。詳しくはこちらへ。 (<https://www.caa.go.jp/>)

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-7557）